

令和7年度沼津市物価高騰支援金支給事業業務委託プロポーザルに関する質問に対する回答

令和8年1月14日時点

No	質問	回答
1	企画提案書（様式自由）の書き方に指定はあるか。	指定はありません。縦書き・横書きともに可能です。
2	企画提案書の目次は企画提案書10ページ以内に含まれるか。	含まれません。表紙、目次はページ数の上限にカウントしません。
3	企画提案書のページ枚数について数え方を教えてください。	表紙、目次を除きA4用紙で10枚（10ページ）、両面印刷の場合は1枚に2ページ印刷できるため5枚となります。
4	振込データを沼津市様へご提出させていただいた後、庁内での振込処理には通常、何営業日ほどお時間を要されますか。	通常、振込まで10営業日（2週間）程度の日数を要します。
5	申請書方式による申請者の給付可否の判断については、1次審査を受託者側で行い、最終的に沼津市様にご決定いただく認識で相違ございませんか。	お見込みのとおり、受託者は（1次）審査にて重複給付になっていないか確認を行い、最終的な給付の可否の判断は委託者（沼津市）が行います。
6	仕様書「6業務内容(1)コールセンター業務」に記載の「通知書」とは、何を指しますか。印刷物に含まれる「不備通知書」や「勧奨通知」、「支給決定通知」とは異なるものですか。 ・「本市で発送した通知書について」と記載がありますが、沼津市様で発送される資料と委託者が発送する資料はどのように想定されていますか。 ・「本市で発送した通知書」とは、口座確認可能世帯への先行通知（プッシュ通知）の認識でよいか。	印刷物に含まれる「不備通知書」や「勧奨通知」、「支給決定通知」とは異なるものです。 「本市で発送した通知書」は、委託者（沼津市）が先行して行うプッシュ型の通知書のことです。1月中旬と1月下旬の2回に分けて発送し、それぞれ2月初旬と中旬に振込を行う予定です。
7	仕様書「4業務概要(2)支給手続等」の業務の目的に「支援金の支給処理」とありますが、業務概要や業務内容には「振込業務」はこの委託業務内に含まれていないように見られます。振込業務は、委託業務範囲に含まれておりますか。あるいは、業務に含まれるのは口座情報納品までで、振込業務自体は沼津市様で実施されるのでしょうか。振込業務が委託業務範囲に含まれる場合は、支給対象者数全体の95,000世帯が対象となりますか。口座が確認できる見込みの66,000世帯は含まれませんでしょうか。	金融機関への振込業務は、全数を委託者（沼津市）が行います。
8	仕様書「4業務概要(3)支給手続等」について、確認書方式と申請書方式で、返信または入力してもらう項目に違いはありますか。また、返信または入力が必要な項目として具体的にどういった内容を想定されていますか。	確認書は、市が作成する対象者リストにある人が該当します。 申請書は、市が作成する対象者リストにない人（抽出できない人）が該当します。 返信または入力してもらう項目は、給付金の振込先情報、氏名、電話番号等になります。 振込先口座を記入してもらうことは共通です。
9	出生等で対象になった世帯に対応する申請受付は、郵送のみでの対応でも可か。	郵送のみでの対応も可とします。
10	基準日以降に世帯員の死亡があった場合、申請がないと判定が出来ないが、確認は不要か。	不要です。
11	・「基準日現在の住民基本台帳に登録されていないが、出生等で対象となり」とあるが、出生のみが追加対象で転入者は対象とならないか。 ・「追加対象者の」基準日はいつを予定しているか。	基準日である令和7年12月1日時点で沼津市に住民登録がある世帯で、令和7年12月2日～令和8年3月31日に生まれた新生児が支給対象です。したがって、令和7年12月2日以降に転入した世帯及びその世帯の新生児は支給対象となりません。
12	申請期限は消印か必着か？また、市役所持ち込みは可か。	必着とする予定です。持込も可とします。
13	支給手続きは、郵送とオンライン以外に市役所持ち込みの可能性はあるか。	持込の可能性もあります。
14	委託期間終了後のクロージング対応期間をスケジュールに記載しても良いか。	差し支えありません。
15	口座確認可能世帯への先行通知（プッシュ通知）の発送日はいつ	1月中旬と下旬の2回に分けて発送する予定です。

令和7年度沼津市物価高騰支援金支給事業業務委託プロポーザルに関する質問に対する回答

令和8年1月14日時点

	つか。	
16	「本市で発送した通知書についても、連携し対応すること。」にて、具体的な対応業務とは何を想定されているか？	市が先行して行う給付分の対象者からの問い合わせ対応等を想定しています。
17	受託者が用意する電話番号はどのような媒体でどのように開示されるのか？（例.プッシュ通知、市のHP、市の広報などに市の問合せ番号と併せて記載等）	確認書及び封筒に記載していただくほか、沼津市の公式ホームページ、広報ぬまづ、SNS等への掲載を予定しています。
18	コールセンターへの着信数想定はあるか？ または類似事業での実績が分かれば頂きたい	過去の事例から、確認書が郵送された後のピーク時は100件/日程度が想定されます。
19	確認書の審査の本人確認は、世帯主のみの確認でよいのか？	世帯主の確認のみで構いません。
20	再委託・再々委託等の制限はあるか	原則、個人情報に関わる業務については、再委託を認めないものとします。
21	成果物の「テキスト様式の振込データ」とあるが、こちらのフォーマットと示してほしい。	振り込先情報が記載されたエクセルデータになります。 データ出力時に使用可能な銀行コード、支店コードを記載してください。
22	受付した確認書の審査をする上で、支給可否を判断する条件はどのようなものを想定しているか。	提出された確認書に記入漏れや添付書類等の不足がないか確認していただきます。不備がある場合、支給できません。 添付書類や受託者が支持する書類の例として、通帳の写し、本人確認書類(運転免許証等)を想定しています。
23	申請書方式の申請期限はいつか。	申請書方式で使用する申請書の期限は令和8年4月23日です。
24	本市で発送した通知書とは、口座確認可能世帯への先行通知（プッシュ通知）の認識で良いか。	お見込みのとおりです。

令和8年1月14日

No 11の「令和8年12月2日以降」を「令和7年12月2日以降」に修正しました。